



## 豊岡市景観計画策定 ～ かけがえのない「豊岡らしい風景」～

豊岡の歴史と伝統、文化、生業が生み出す「豊岡らしい風景」は、先人から受継いだ大切な資産であり、私たちはこれを未来に継承し、さらに魅力的で暮らしやすい豊岡の創造をめざす必要がある。

そのため、市、市民、および事業者が、協働で豊岡らしい景観を守り、育て、さらに磨きをかけて、将来にわたって良好な景観の保全形成を図り、豊かな地域環境と地域特性を活かした魅力と活力ある豊岡を実現することを目的として豊岡市景観計画を策定した。

なお、同計画の策定は、平成24年6月議会で議決された豊岡市景観条例第7条に定められている。

### 1 景観計画策定経過

市民意識調査（平成22年11月）

豊岡市景観計画検討委員会（有識者、市民等）4回、作業部会 8回

パブリックコメントおよび市民説明会（平成24年5月）

豊岡市景観計画告示（平成24年8月31日）

### 2 景観計画の概要

#### 【特色等】

- (1) 豊岡固有の風景の成り立ちを3つの見方（景観の基盤となる地形風土、景観をかたちづくる暮らしと生業、景観の意味を伝える記憶や物語）から解説し、その風景の価値から、今後の風景づくりの基本的考え方をまとめている。
- (2) 風景づくりを効果的に推進するため、すべての届出に対して、事前協議を行うことを定めている。
- (3) 今後、景観計画を推進するための組織の設置等を盛り込んでいる（景観協議会の設置、景観形成活動団体の認定など）。

#### 【主な内容】

##### 第1章 計画策定にあたって

###### (1) 計画策定の目的

将来にわたって良好な景観の保全形成を図り、豊かな地域環境と地域特性を活かした魅力と活力ある豊岡を実現する。

###### (2) 計画の位置付け

豊岡市総合計画に即し、豊岡市都市計画マスタープランに適合した景観法に基づく景観計画。

##### 第2章 豊岡の風景の成り立ち（豊岡の風景の3つの見方）

###### (1) 景観の基盤となる地形風土

山並み 河川 海岸 高原 地質 植生 気候



## (2) 景観をかたちづくる暮らしと生業

農山漁村の暮らしや生業の景観  
まちの暮らしや生業の景観

## (3) 景観の意味を伝える記憶や物語

神話からみる風景の成り立ち  
小学校の校歌にみる風景  
コウノトリと共に暮らす風景  
地域の風土を支える歴史・伝統・文化の風景

### 第3章 風景づくりの基本的な考え方

#### (1) 景観計画の区域

市全域

#### (2) 風景づくりの基本理念

私たちは、人とコウノトリが共に暮らせる「豊岡らしい風景」を守り育てます！

#### (3) 風景づくり（景観形成）の方針（景観法第8条第3項による）

全体の方針

地域環境に現れる眺めの特徴を保全し、その空間構成を継承し、自然環境との調和を図る。

やま・うみ・さとの区域の方針

山・海・川と一体となった眺めや集落景観の地域性を保全継承し、地域の知恵と暮らしの文化の意味を活かす。

まちの区域の方針

まちなみの基盤を継承し、まちを特徴づける資源や景観のまとまりを保全するとともに、新たなまちなみの創出により地域らしさをつくる。

#### (4) 風景づくりの基準（景観法第8条第2項第2号による行為の制限に関する事項）

方針に基づき景観形成基準と届出対象となる行為と規模を定める。

景観形成基準

- ・建築物、工作物の景観形成基準
- ・開発行為等の景観形成基準

届出の必要な行為

景観形成重点地区

出石城下町地区、城崎温泉地区、江原駅東地区を景観形成重点地区に指定し、より細やかな景観形成基準を定めている。

### 第4章 風景づくりの推進方策

#### (1) 協働で取り組むための役割

市民の役割

自らが景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に関する理



解を深めて積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市の施策に協力する。

#### 事業者の役割

自らが行う事業活動が景観の形成に深いかわりを持つことを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、市の施策に協力する。

#### 景観形成活動団体の役割

それぞれの活動の中で積極的に良好な景観の形成に貢献するよう努めるとともに、市民・事業者・行政の「つなぎ役」や「牽引役」としての役割を担う。

#### 行政の役割

良好な景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を実施し、公共施設の建設等にあたっては、良好な景観の形成に寄与するよう努める。また、市民、事業者及び市民団体等と連携し、景観意識の高揚を図り、国・県などに市が実施する施策について協力を要請する。

## (2) 豊岡らしい景観を形成するための施策

### 効果的な手続き（事前協議）

良好な景観を形成するための確認を行い、円滑な手続きを誘導する。

### 市職員や景観アドバイザーの派遣

地域の景観まちづくりなどに対して、市職員や景観アドバイザーを派遣できる制度を創設する。

### 支援制度

- ・景観形成重点地区において、建築物の設計費や工事費の一部を助成する。
- ・景観重要建築物または景観重要樹木の保全等に要する経費の一部を助成する。
- ・景観形成活動団体の活動に要する経費を助成する。

### 普及啓発

景観形成の推進にあたっては、多くの人が景観に関心を持ち情報を共有することが重要であるため、情報発信、啓発イベント、出前講座などを開催する。

### 人材の育成

地域における自主的・自立的な景観形成を行う人材を育成するため、子ども達を含めた幅広い年齢層に対して景観学習などを推進する。

### 顕彰制度

良好な景観形成に貢献している優れた建築物や工作物、活動等に対して、所有者や設計者、団体などを表彰し、景観意識の高揚を図る。

## 3 今後の予定

豊岡市景観計画（概要版）全戸配布...平成24年9月

景観計画市民説明会...平成24年10月

豊岡市景観条例施行及び景観計画適用...平成24年11月1日